

札障第3842号  
令和8年(2026年)1月15日

指定障害児通所支援事業者 代表者様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスにおける定員増等に係る指定変更の停止について

日頃より札幌市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスにおけるサービス供給量が、さっぽろ障がい者プラン2024で定めるサービス利用見込量を超えていたため、児童福祉法第21条の5の15及び第21条の5の20第2項の規定に基づき、下記のとおり定員増、単位の増設及び従たる事業所の設置等に係る指定変更について、一時停止をいたします。

#### 記

1 定員増等に係る指定変更の一時停止開始日

令和8年4月1日から当面の間

※ 令和8年3月1日付け指定をもって原則一時停止

2 定員増等に係る指定変更を引き続き認める事業所

- (1) 主として重症心身障がい児を受け入れる事業所
- (2) 看護職員を配置（派遣による配置を除く）して医療的ケア児を受入れ、医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定をする事業所

3 定員増等に係る指定変更の再開

今後、さっぽろ障がい者プランの改定時に見込量から必要な供給量を精査した上で、定員増等に係る指定変更の再開の有無、手法等を検討いたします。再開する場合については、市ホームページにて御案内をする予定です。

#### 4 事業者からの質問

上記の札幌市ホームページを御覧いただき、質問がある場合はスマート申請にて受付いたします。

また、回答内容に確実性を期すため、原則、電話での質問には回答いたしません。

<https://ttzk.graffer.jp/city-sapporo/smarty-apply/apply-procedure-alias/situmonhyo>



担当：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課  
指定指導担当